

令和5年1月12日

第1回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 1 号

令和5年 第1回 定例会

日時：令和5年1月12日（木）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	坪 井 節 子
	委 員	小 川 賀 代
	委 員	福 田 雅
「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	八 木 茂
	教育総務課長事務取扱	新 名 幸 男
	教 育 推 進 部 参 事	
	学 務 課 長	木 村 健
	教育推進部副参事	宮 原 直 務
	教 育 指 導 課 長	赤 津 一 也
	児 童 青 少 年 課 長	石 川 浩 司
	教 育 セ ン タ ー 所 長	木 口 正 和
	真砂中央図書館長	齊 藤 嘉 之
「書記」	庶 務 係 主 事	白 井 彦 喜

令和5年

第1回教育委員会定例会

令和5年1月12日（水）午後2時

場 所 第二委員会室

議事録署名人 小川賀代委員

第1 議案の審議

第1号議案 「第55回東京都民俗芸能大会」の共催名義の使用について

第2号議案 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

第2 報告事項

(1) 叙勲等表彰受章（賞）者について (資料第1号)

(2) 学校運営協議会設置校の指定について (資料第2号)

第3 その他の事項

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、定刻になりましたので、第1回の教育委員会定例会を始めさせていただきます。今回は一部 Web 形式をとっております。清水委員と小川委員については Web でご参加ということでお願いしております。

まず出席状況から確認させていただきます。委員は全員出席していただいております。理事者も全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、小川委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(はい)

第1 議案の審議

第1号議案 「第55回東京都民俗芸能大会」の共催名義の使用について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日の審議は2件です。

第1号議案「第55回東京都民俗芸能大会」の共催名義の使用について。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第1号議案、「第55回東京都民俗芸能大会」の共催名義の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。

1 ページの共催名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、東京都民俗芸能大会実行委員会。

代表者は、茂木栄でございます。

事業名は、第55回東京都民俗芸能大会。

実施日は、令和5年12月24日。令和6年3月23日及び3月24日の計3日間の開催を予定しております。

実施場所は、文京区民センター及び文京シビックホール大ホールの予定でございます。

対象は、12月に実施されるワークショップと講演会については、文京区民、児童・生徒及び保護者。3月に2日間実施される講演については、都民となっております。

参加費は、いずれも無料です。

都内各地域に伝わる伝統芸能を紹介する民俗芸能大会は、毎年2月から3月にかけて都内で開催されておりますが、第55回を迎える令和5年度の大会は文京区において開催し、本区にゆ

かりが深い民俗芸能を中心に取り上げられることとなりました。東京都や文京区の無形文化財に指定された民俗芸能などの舞台公演を行うほか、理解を促進するための取り組みとして文京区民や児童・生徒を主な対象とするワークショップ及び講演会が実施されます。

民俗芸能にゆかりのある地元自治体の文京区と連携することで、地域で承継されている民俗芸能を文京区の児童・生徒及び区民に広く知っていただき、地域社会の文化への理解を深め、文化と芸術に親しむ機会を提供することになるため、このたび文京区教育委員会の共催とした旨の申請がありました。

共催の役割分担として、企画・運営全般は大会実行委員会が行い、本教育委員会は会場の提供、広報協力、とりわけ小・中学校への周知を行います。

指定文化財の民俗芸能が公演される機会は限られているため、シビックホールで公演することは、芸能の担い手にとってまさに大舞台であるだけでなく、多くの文京区の子どもたちや区民が地域の民俗芸能及び無形文化財に触れることができる大変貴重な機会となります。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 今回は共催ということですが、ほかの区でもやられていると思いますので、ほかの区もやはり共催という形だったのかどうか教えてください。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 これまで過去の実績については、一番最後のところに第1回から第53回まで行った民俗芸能大会がありますが、それぞれ東京都内さまざまな区市町村で行っております。これまでは、こちらの実施については、東京都、東京都教育委員会、都の財団というところで行ってききましたけれども、地元の自治体としての共催は、今回、本区が初めてになります。その理由は、コロナ禍で地域に根差した伝統芸能を披露する機会が激減しているということで、東京都のほうもかなり危機感を持っていて、できれば地元の自治体の共催をいただいて、特に小・中学生、児童・生徒にも地域に根差した伝統芸能を鑑賞する機会をぜひ設けたいということで、本区が初めてになります。

○清水委員 場所の提供であるとか広報といったところでのご協力ということでよろしいわけですね。

○坪井委員 非常に興味深い企画だと思います。内容として、文京区の民俗芸能って、そもそも知識として自分はなかったなと改めて思いました。今これを見ると、第5回が文京区で行われたことがあるように書いてありますね。文京区の民俗芸能というと、今回もこういうものが

対象になるということなんでしょうか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 今回の中身は、先ほどの部長のほうからも一部ご紹介がございました。資料の2ページ、3ページに、これから実行委員会で細かく企画をしていくんですけども、今の段階で文京区の伝統芸能としては、1つが、根津神社の三座の舞が文京区の指定無形文化財に指定されておりまして、それを披露する。あと、江戸の大神楽が東京都の指定無形文化財に指定されているので、この辺をこの機会に公演という形で、児童・生徒を含めた区民に広く伝えたいというのが今回の企画になります。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第2号議案 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

○加藤教育長 続きまして、第2号議案「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第2号議案、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を取りまとめるものでございます。

1ページをお開きください。こちらに点検及び評価の概要を記載してございます。令和4年度の点検及び評価の対象となりますのは、令和3年度中に実施した事業となっております。

3ページから16ページまでは、教育指針に位置づけられた4つの視点の各項目及び図書館行政から主要施策を抽出し、それに対応する事業の「取組状況」、「成果・実績等」、「課題」、「今後の対応・方向性」及び「学識経験者の意見を踏まえた総合評価」をまとめて表形式で記載しております。

17ページから22ページまでは、学識経験者からいただいたご意見を掲載しております。ご意見を頂戴した学識経験者は、東京女子体育大学教授の出張吉訓氏、東京大学大学院教授の北村友人氏のお二方でございます。

23 ページ以降は参考資料といたしまして、教育目標と令和3年度の主要施策を添付してございます。

なお、この点検及び評価の報告書は、教育委員会決定後、区議会へ提出し、公表する予定でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 こうした第三者評価の観点は、私どももあちこちで行うので、伺っておきたいと思えます。こうした学識経験者の意見、第三者の意見を聞いて、具体的にこれまで、それによって何か施策を改善する一助となったという例があれば教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 例えば3ページをご覧くださいますと、Society5.0の教室プロジェクトは令和3年度の事業の点検・評価という形になります。ここの部分で学識経験者からの一定の指摘をいただいたところについて改善をしてきているということでございます。例えばハイブリッド事業については、これまで研究等についてかなり強化をしてきたというところで評価をいただいておりますけれども、それを支援するICT支援員の拡充については、先生方からのご指摘をいただいて、これまで順次拡充してきているところでございます。

それ以外のところにつきましても、次のページ、外国人の英語指導員のALTの配置について、これまでも順次拡充をしてきているところですが、例えば長時間の配置が必要であるというご指摘をいただいて、その次の年度の区の重点施策という形で拡充をしてきています。先生方のご指摘並びに区の点検・評価の中で指摘があったところについては、翌年度以降の施策につながってきているところがございます。

○加藤教育長 ご意見を踏まえて直接的なところで言えば、4ページで、学識経験者の「今後、GTEC Juniorの実施学年を第5学年に拡大することができれば、経年で児童の英語能力を高めることができる」ということで、これについては、今まで6年生だけだったのを来年度から5年生ということで、具体的にこのご意見を踏まえて予算を要求していく。これからの議会の審議によりますけれども、そういったことで、いただいた意見そのものを具体化しているものもありますので、ご意見は非常に有意義なもので、活用させていただいています。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第2 報告事項

(1) 叙勲等表彰受章(賞)者について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は2件です。

「叙勲等表彰受章(賞)者について」。この件について説明をお願いします。

○教育総務課長事務取扱教育推進部参事 それでは、資料第1号の「叙勲等受章(賞)者一覧表」をご覧ください。

最初に、令和4年叙勲・賜杯受章者でございます。まず、春秋叙勲でございます。こちらは校長または園長経験者で、学校教育の振興に貢献し、特に顕著であると認められた者で、満70歳以上かつ教育関係従事年数が30年以上かつ学校現場歴が20年以上の者を表彰するものでございます。

その下の米寿叙勲でございますが、こちらは満88歳になった者で、校長または園長経験者で、学校教育の振興に貢献し、教育公務員歴が30年以上かつ教員歴が20年以上の者を表彰するものでございます。

次の文部科学大臣表彰になります。こちらは学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた在職中の教職員が対象で、教職員歴が20年以上かつ50歳未満の者が対象ということでございます。

最後に、東京都教育委員会表彰でございます。こちらは、東京都の教育の発展、学術・文化の振興に貢献し、その功績が顕著で、かつ勤務成績の優秀な職員及びすぐれた教育実践研究活動等を行っている者等を表彰するという中身でございます。

説明は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(2) 学校運営協議会設置校の指定について

○加藤教育長 それでは、2件目になります。「学校運営協議会設置校の指定について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料第2号によりまして、学校運営協議会設置校の指定について、ご

報告を申し上げます。

本件は、文京区学校運営協議会規則及び文京区学校運営協議会の運営等に関する要綱に基づき、来年度から新たに1校の指定を決定したものでございます。

学校運営協議会は、保護者や地域住民などから構成され、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりするといった取り組みが行われます。

学校運営協議会の主な役割といたしましては、校長の作成する学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べる、教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられるの3つがございます。これらの活動を通して保護者、地域の意見を反映させた学校運営を行っていくものでございます。

今回、千駄木小学校の1校から申請がございました。申請のあった1校は、文京区教育委員会としても、学校、家庭、地域が一体となった開かれた学校づくりをさらに進めていきたい方針でございます。そのため、現在指定している11校に加え、申請のあった千駄木小学校も指定することにしたところでございます。

ご報告は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 この活動の構成員を教えてくださいんですけども。

○教育指導課長 学校によってさまざまでございますが、保護者、PTAの代表者、地域の町会の方々、学識経験者等を入れて構成されているところでございます。

○清水委員 特に人数とかの制限はないということよろしいですか。

○教育指導課長 人数については、20人以下というふうに制限がございます。

○坪井委員 2点あります。

この学校運営協議会自体の設置については、文京区としては今後全ての学校に設置されることを目指しているのかどうかということが1点。

それから、この協議会の成果あるいは課題として現在上がっているものがあれば教えてください。

○教育指導課長 まず、設置に向けましては、文京区に限らず、文部科学省から設置努力義務が課せられておりますので、基本的には全校に設置をしていくべく努力していくということになります。

ただし、既に各学校においてはほかの制度を活用し、地域に開かれた学校づくりを推進している状況もございますので、すぐに全て一律に導入するというよりは、各学校また地域の状況を確認しながら導入していく必要があると認識しているところでございます。

次に、成果、課題ですけれども、先ほど言った役割が課せられていることから、確実に校長が地域、保護者の方々に対して説明し、承認を得た上で実施ができるという点、また、校長がかわってもその継続性が保たれるという点では、成果が出ているところかと思えます。

ただし、一方で、先ほど言ったように、ほかに類する制度があるところからして、重複する部分もございますので、そういったところの整理をしていくことが課題と認識しております。

○坪井委員 保護者、地域へ、活動について校長先生がちゃんと説明をなさることが義務化されているということですが、それに伴って、子どもたちの教育の環境とか条件がよくなっているということがあるんでしょうかね。理解が深まるという意味合いで、保護者の意見によって学校が改善されたとか、地域の協力がそこで具体化したとか、そういうことはあるんでしょうか。

○教育指導課長 通常、このコミュニティ・スクールの制度を使わなくても、学校は学校の責任として保護者に対しては学校の経営方針については説明する義務がございます。それをしていますが、その説明は決まった段階で説明をしていることがほとんどでございます。ですが、このコミュニティ・スクールでは、先ほどご説明したように、事前に承認を得てからということになりますので、一定意見を聞いて、修正を加えることができるという点では、いただいたものを反映していくということが仕組みとして整っている。開かれた学校づくりをする上では義務化してやらなければいけないことが課せられているので、より推進されていると思います。

○坪井委員 具体的に、このコミュニティ・スクールから生まれた活動とか実践があったら教えてください。

○教育指導課長 先ほど言ったように、必ずしもコミュニティ・スクールだけじゃなく、いろいろな制度があります。だから、どっちを使っているということは言えませんが、ある学校では、このコミュニティ・スクールと地域学校協働本部を使って、例えば体力の向上がいま一歩だという学校の実態を伝えたところ、地域で協力してその向上に努めていこうということでご協力をいただいて成果を上げたという報告も受けております。そういった部分では学校の抱えている課題とか、学校が目指している学校像についてご説明する中で、地域の人材やご協力いただける方のお力でそこは随分助けていただいていることが多いと聞いているところでございます。

○坪井委員 例えば、今、俎上に上がっている部活動の地域移行などについては、具体的にこういうところで議論されていくということになるんでしょうか。

○教育指導課長 各学校の置かれている状況の中で人材をどういうふうにしていくかというこ

とで言えば、今言ったコミュニティ・スクールに限らず、先ほど言った地域学校協働本部等のお力をいただくということはあることかと思えます。ただ、教育委員会としてそれだけではなくて、国が今言っているように、地域に移行していくということを明確にしている中では、学校と相談しながら、どういう形で移行していくかは、一方で考えていかなければいけないことと認識しています。

○加藤教育長 部活動の地域移行ということで言えば、文京区の場合、中学校は選択制になっているので、基本的に自分で学校を選べることになります。そうすると、その学校の部活動のありようがどうかというところも問われますし、各学校で考える部分もありますけれども、区全体として地域移行をどうするかといったことも考えなければいけないので、各学校の状況、意見も聞きながら教育委員会として、区としてどういった形がいいかというのは考えていく必要があるかなと思っています。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、用意した案件は以上になります。

第3 その他の事項

○加藤教育長 その他の事項ということで、その他何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、第1回の定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(14:26)

令和5年1月12日

議事録署名人

教育長

委員